

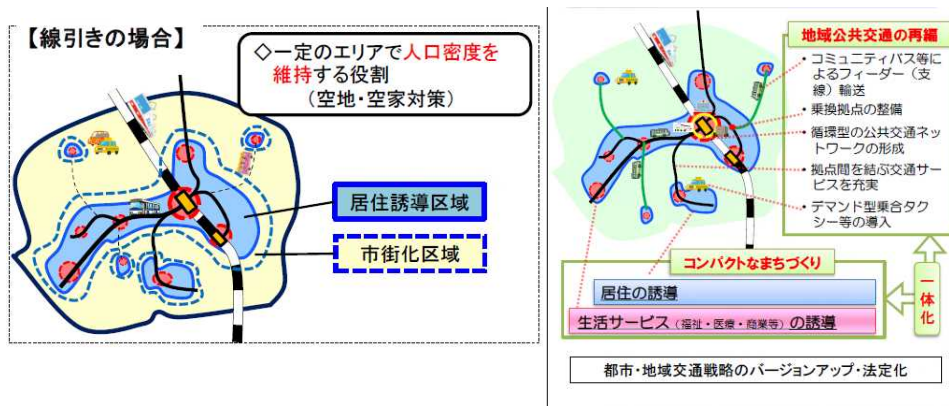
□ 市街地振興課の業務について

土地利用に関することとして、立地適正化計画、国土利用計画法、旧まちづくり交付金に関することなどを行います。

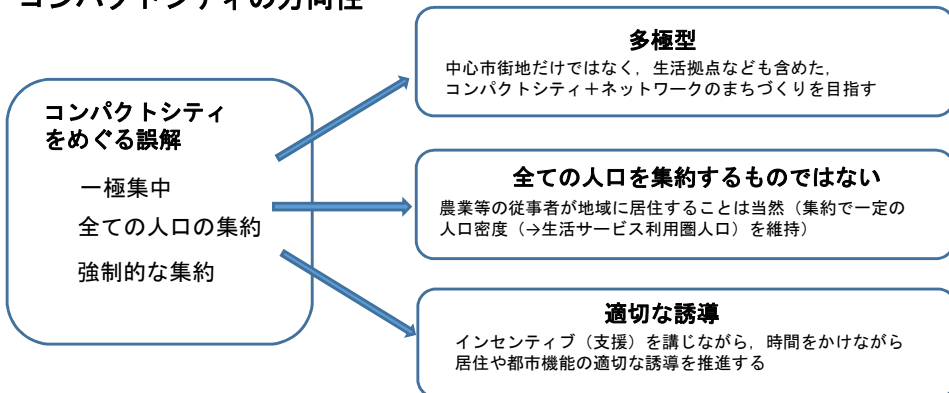
課内に「学園地区市街地振興室」と「周辺市街地振興室」を設け、課全体で、**市民にとって生活しやすい環境の創出**を目指してまいりたいと考えております。

□ コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少や高齢化社会の到来などに向け、中心市街地をはじめ地域生活拠点や産業系拠点などの各拠点到都市機能を集積し、それを公共交通ネットワークを結ぶ「**コンパクト・プラス・ネットワーク**」を目指します。



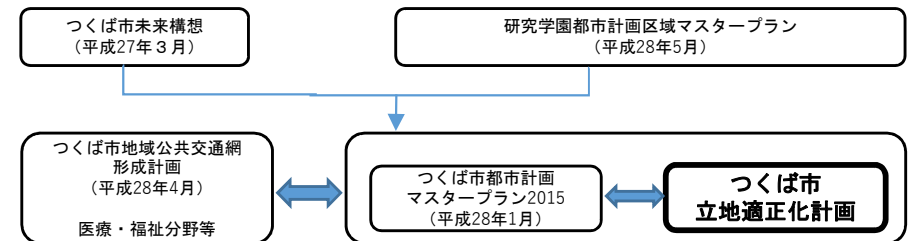
□ コンパクトシティの方向性



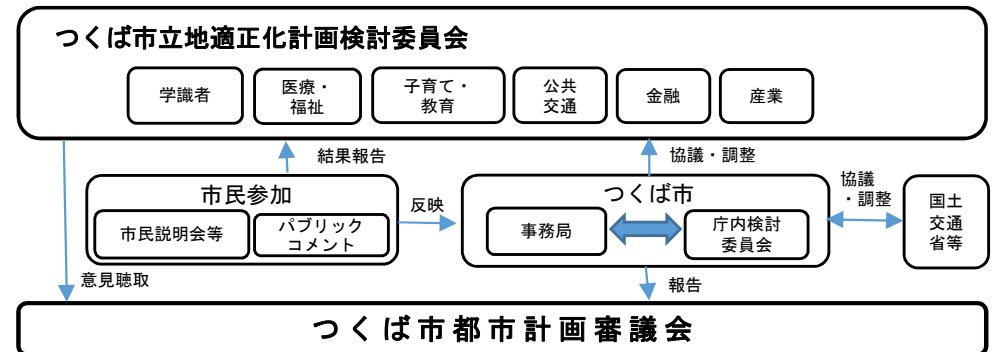
□ 立地適正化計画について

立地適正化計画とは、「都市再生特別措置法」の一部改正（平成26年8月施行）により市町村が策定できるようになった計画で、つくば市においても、効率的な都市基盤の強化と公共交通ネットワークの充実を図り、都市機能を集積するとともにまちなか居住を誘導することで、持続可能な集約型都市としていくことを目的とし「立地適正化計画」を作成します。

□ 立地適正化計画の位置づけ



□ 検討体制



□ スケジュール

	H29											H30					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月				
検討委員会	■		■		■			■					■				
都市計画審議会		●				●			●		●						
市民意見の反映				■			■			■			■				

○ 立地的適正化計画を策定することにより、福祉、教育、交通など様々な市の取組が一体的に進められることが期待できる。